

## 仕様書

### 1. 件名

シェアオフィスの調達

### 2. 目的

NEDO 職員（利用対象者数：最大 1500 名程度）が一時利用できるシェアオフィスを提供すること。

### 3. 契約期間

2023 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで

### 4. 業務の概要

以下の要件を全て満たしていること。

- ①JR 札幌駅、JR 仙台駅、JR 川崎駅、JR 名古屋駅、JR 博多駅から電車・徒歩合わせて 15 分以内の場所に直営の拠点を有すること。
- ②東京都内に 5 つ以上の直営の拠点を有すること。
- ③①・②の拠点のうち、最低 3 拠点で 1 名で利用できる個室（個室がない場合は半個室も可）、及び定員 4 名以上の会議室を有すること。
- ④平日 9:00～18:00 の時間帯で開室されていること。
- ⑤利用者が、専用のウェブサイトを通じて、利用日前日までの予約変更又はキャンセルが無料でできること。
- ⑥利用登録（許可）された者以外が原則として拠点を利用できないよう、措置が講じられていること。
- ⑦会議室には、ゲストとして会員ではない者も入室できること。
- ⑧料金は、別表「料金単価表」に基づいた従量課金制とすること。
- ⑨時間や場所を問わずビデオ通信（オンライン会議）に適するレベルの通信速度が確保されていること。
- ⑩無線 LAN のセキュリティ方式として、WPA2 又は WPA3 を設定していること。
- ⑪セキュリティ事故（インシデント）発生時の対応手順が確立されていること。
- ⑫利用者の入退室記録（利用者名、利用日時、利用拠点）の電子ログを発注者が確認できること。
- ⑬災害等緊急事態発生時の対応方針が策定されていること。
- ⑭利用中に不測の事態が生じた場合に、スタッフの常駐、対応窓口につながるインターホンや SOS ボタンの設置などにより、利用者が拠点の管理者と迅速に連絡できる体制が整っていること。
- ⑮契約時点において、原則として法人のみが契約できること。

### 5. その他

- (1) 発注者が、別表「料金単価表」以外の設備を利用した際の料金については、受注者が通常利用者に対して定める正規料金又は正規料金以下で受注者の定める金額を別途実費精算で支払うものとする。
- (2) 本業務における契約書は、受注者の契約書等を使用する。ただし、受注者は事前に発注者に契約書等を提示し、発注者の求めにより契約約款・規約等の調整に応じること。
- (3) 受注者は、別表「料金単価表」に基づき、発注者の利用実績に応じて月次で請求書を発行すること。受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
- (4) 本仕様でない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。

## 料金単価表

項目	月額（円）（税抜）	最小利用単位 （分）	単価（円）（税抜）	
			最小利用単位あたり	1時間あたり
個室	—			
会議室（定員4名）	—			
事務手数料		—	—	—

※発注者が「料金単価表」以外の設備を利用した際の料金については、受注者が通常利用者に対して定める正規料金又は正規料金以下で受注者の定める金額に実績数を乗じて算出した金額を別途実費精算とする。